

令和3年9月度栗東市教育委員会定例会

令和3年9月30日(木)
13時30分から
於：4階第1委員会室

日程 1 開 会 宣 言

日程 2 市民憲章唱和

日程 3 教育長報告
教育長公務状況について

日程 4 議 案
議案第13号 栗東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に
関する教育委員会規則の制定について

日程 5 報 告 事 項
①各課（館・所）の9月度事業進捗状況について
②児童生徒数について
③令和3年第6回栗東市議会定例会報告について 【資料1】

日程 6 そ の 他
①各課からの報告事項について
②10月度教育委員会定例会日程について
定例会 10月29日(金) 13時30分～
11月度教育委員会定例会日程について
定例会 11月 日() 時 分～
12月度教育委員会定例会日程について
定例会 12月 日() 時 分～

日程 7 閉 会 宣 言

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

(昭和52年1月1日制定・平成13年10月1日市制施行に伴い改正)

教育長 公 務 状 況 報 告

月 日	事 業 内 容
9月 7日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会本会議再開 個人質問 ・ 議会運営委員会 ・ 委員長会
9月 8日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営委員会 ・ 議会本会議再開 個人質問
9月10日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算常任委員会
9月13日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教福祉常任委員会
9月15日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算特別委員会 全体会
9月17日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算特別委員会 文教福祉分科会
9月21日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算特別委員会 全体会 (特別会計)
9月22日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算特別委員会 全体会
9月27日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例校長会
9月28日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営委員会 ・ 議会本会議再開・委員長報告・採決 ・ 委員長会 ・ 議会説明会
9月30日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育長面談 (栗東西中校長・栗東中校長・大宝西小校長・治田小校長) ・ 教育委員会定例会

議案第13号

栗東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定について

栗東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則を次のように制定したい。

令和3年 9月30日 提出

栗東市教育委員会教育長 福原 快俊

栗東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則

栗東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和３年栗東市条例第 号）の施行については、栗東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和３年栗東市規則第 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

栗東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則等並びに滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）及び滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第48号）により本市が処理することとされた事務について規定する滋賀県の条例及び滋賀県の執行機関の規則をいう。
- (2) 規則等 規則その他の規程（議会の規則その他の規程及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程を含む。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。
- (3) 市の機関等 地方自治法第2編第7章の規定により設置される本市の執行機関、本市の議会、同章第2節第3款に規定する補助機関であって法令及び条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの並びに地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (7) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (9) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適

用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。次項において同じ。））」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要がある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。次項において同じ。））」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関す

他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用する。

3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの

(添付書面等の省略)

第8条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関

する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(栗東市行政手続条例の一部改正)

2 栗東市行政手続条例（平成8年栗東町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「添付書類」の右に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の右に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

議案第72号資料

栗東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、栗東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年栗東市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げる者をいう。

ア 市長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章第2節第3款に規定する

補助機関であって法令及び条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの

イ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（市長の所管する同法第244条

第1項に規定する公の施設に係るものに限る。）

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が行った認証

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第5項の規定により登記官がした証明

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長等が指定するもの

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長が必要と認める事項を、市長等の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信し、及び市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長等の定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、前項の規定により申請等を行う者が行う電子署名又は同項ただし書に規定する措置とする。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を、市長等の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、及び市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せることを必要とするものを含む。）をする者が、当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項について第1項の規定により入力した場合又は第4項の規定により送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第5条 条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると市長等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第7条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情

報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長等の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録するものとする。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、前項の規定により市長等が行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第11条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法又は当該市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により当該縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定

の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定による電磁的記録の作成等に係る事項の情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は同項に規定する磁気ディスクをもって調整することとする。

(適用除外)

第13条 条例第7条第1号に規定する情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第4条に規定する手続等のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 申請等に係る事項について対面により確認する必要があると市長等が認めるもの
- (2) 申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があると市長等が認めるもの
- (3) 処分通知等に係る書面等を市長等の事業所に備え付ける必要があるもの
- (4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要があるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認めるもの

(添付書面等の省略)

第14条 条例第8条の規則等で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものは、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

報告事項 1

各課（館・所）の9月度事業進捗について

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育総務課

月 日	事 業 内 容
9月10日（金）	・ 予算常任委員会
9月13日（月）	・ 文教福祉常任委員会
9月17日（金）	・ 決算特別委員会・文教福祉分科会
9月28日（火）	・ 議会本会議再開 採決
9月30日（水）	・ 教育委員会定例会

学校施設大規模工事進捗状況一覧（主なもの）

☆令和3年度工事

R3.8月末現在（%）

○葉山中学校大規模改造工事（Ⅱ期工事）

事業費 648,063千円

屋根、外壁改修、内部改修（天井・屋根・床、学校間仕切りやり替え、トイレ・受水槽改修等）

工期	契約締結日～令和3年3月31日（令和4年3月31日）												
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
工程	計 画	4.0	8.0	17.0	19.0	30.0	35.0	42.0	50.0	62.0	68.0	75.0	100.0
	進捗率	4.1	8.0	17.0	19.0	30.0							

○治田・治田西・大宝西小学校体育館トイレ改修工事

事業費 24,118千円

各トイレの洋式化を行う。上半期に工事完了予定。

工期	契約締結日～令和2年3月27日												
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
工程	計 画	-	起案	契約	-	-	完了	-	-	-	-	-	-
	進捗率	-	済	済	-	-	-	-	-	-	-	-	-

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校給食共同調理場

月 日	事 業 内 容
9月 1日 (水)	・ 検便
9月 2日 (木)	・ 給食開始
9月 6日 (月)	・ 龍谷大学実習生受入 [9/6~10] (延期)
9月10日 (金)	・ 害虫駆除
9月15日 (水)	・ 検便
9月21日 (火)	・ 給食物資入札・選定

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校教育課

月 日	事 業 内 容
9月 1日 (水)	・ 定例児童生徒支援室会
9月 2日 (木)	・ くりちゃん検定 (第2回) ・ 十里同和教育担当者会議 (中止) ・ 通級指導教室担当者会議 (オンライン) ・ 第3回就学支援委員会
9月 6日 (月)	・ 特別支援に関わる高校訪問 (大津青陵昼間定時)
9月 7日 (火)	・ 生徒指導主事主任会
9月 8日 (水)	・ 定例児童生徒支援室会
9月 9日 (木)	・ 幼児ことばの教室・通級指導教室合同会議 (紙面) ・ 十里同和教育担当者会議 ・ 特別支援に関わる高校訪問 (湖南農業高)
9月14日 (火)	・ 生徒指導主事主任会 ・ 医療的ケア児に関わる引継ぎ (草津市矢倉幼稚園)
9月15日 (水)	・ 特別支援学級計画訪問 (治田小) ・ 準隣保館会議 (中止) ・ 定例児童生徒支援室会 ・ 学ぶ力向上学校訪問 (B 訪問: 大宝東小)
9月16日 (木)	・ 通級指導担当者会議 (兼「学びにくさのある子どもへの指導 充実事業」事例研究) ・ 十里同和教育担当者会議 ・ 第4回就学支援委員会
9月17日 (金)	・ 養護教諭部会
9月21日 (火)	・ 児童生徒支援主任会
9月22日 (水)	・ 定例児童生徒支援室会

	<ul style="list-style-type: none"> ・手当等審査会
9月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・定例校長会 ・特別支援に関わる高校訪問(瀬田工業高夜間)
9月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・定例児童生徒支援室会 ・特別支援学級計画訪問(大宝東小) ・学ぶ力向上学校訪問(B訪問:治田小)
9月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長面談(栗東西中校長・栗東中校長・大宝西小校長・治田小校長)

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育研究所

月 日	事 業 内 容
9月 1日 (水)	・「第2回くりちゃん検定」用紙配達 (市内小学校9校)
9月 3日 (金)	・「第2回くりちゃん検定」実施・答案回収 (市内小学校9校) ・『教育研究所だより88号』発行
9月 6日 (月) ～9月29日 (水)	・検定採点
9月15日 (水)	・『教育研究所だより89号』発行
9月27日 (月)	・定例校長会
9月29日 (水)	・就学前保育教育初任者研修 [延期:10月27日(水)]
9月30日 (木)	・第2回くりちゃん検定答案返却・認定証発行 (市内小学校9校)

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

人権教育課

月 日	事 業 内 容
9月 9日 (木)	・十里地域同和教育担当者会議
9月10日 (金)	・栗東中人権ネット：第2回事務局会議
9月15日 (水)	・準隣保館会議 (中止) ・小柿地域教育推進事業実施運営委員会：第2回役員会 (延期)
9月16日 (木)	・十里地域同和教育担当者会議
9月17日 (金)	・十里地域同和教育担当者会議
9月22日 (水)	・湖南管区中学・高校・特別支援学校管理職研修事務局会 (中止)
9月24日 (金)	・小柿地域教育推進事業実施運営委員会：第1回運営委員会・部会 (延期)
9月27日 (月)	・定例校長会
9月28日 (火)	・栗東西中人権ネット：第2回事務局会議
9月29日 (水)	・人権対策推進本部会

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

生涯学習課・自然観察の森・少年センター

月 日	事 業 内 容
9月 1日 (水)	・自然観察の森定例会
9月 5日 (日)	・自然観察会 (中止)
9月 9日 (木)	・はつらつ教養大学 (大宝) (中止)
9月10日 (金)	・はつらつ教養大学 (金勝) (中止)
9月11日 (土)	・JVR (ジュニア・ボランティア・レンジャー) 養成講座 (中止)
9月12日 (日)	・親子観察会 (中止) ・ミニクラフト (中止)
9月14日 (火)	・はつらつ教養大学 (葉山) (中止)
9月15日 (水)	・はつらつ教養大学 (大宝西) (中止)
9月16日 (木)	・はつらつ教養大学 (葉山東) (中止)
9月17日 (金)	・はつらつ教養大学 (治田西) (中止)
9月19日 (日)	・親子観察会 (中止)
9月21日 (火)	・はつらつ教養大学 (治田) (中止)
9月24日 (金)	・はつらつ教養大学 (治田東) (中止)
9月26日 (日)	・自然観察会 (中止) ・ミニクラフト (中止)
9月30日 (木)	・はつらつ教養大学 (大宝東) (中止)

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

スポーツ・文化振興課

月 日	事 業 内 容
9月 5日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 20 回びわ湖陸上競技大会 (中止) ・県スポーツ推進委員研修会 (守山市；中止)
9月 12日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 48 回栗東市音楽祭音楽の森コンサート (中止)
9月 14日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市スポーツ推進委員協議会 第 6 回定例会 (中止)
9月 28日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 45 回栗東市美術展 第 2 回実行委員会

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

歴史民俗博物館

月 日	事 業 内 容
7月 17日 (土) ～9月 5日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別展示『平和のいしずえ 2021～戦時下のくらし～』<u>655人</u> (8月 27日 (金) から 9月 5日 (日) 利用休止) 臨時休館
8月 27日 (金) ～9月 12日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用休止 (臨時休館) 緊急事態宣言
9月 13日 (月) ～9月 30日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用休止 (臨時休館) 緊急事態宣言 延長
9月 13日 (月) ～9月 24日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・展示替休館日
9月 25日 (土) ～11月 28日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・栗東市市制施行 20 周年記念展「栗東のあゆみ」 (9月 25日 (土)～9月 30日 (木) 利用休止 (臨時休館))

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

月 日	事 業 内 容
9月 1日（水）	・給食会議（自園給食及びセンター園）（中止）
9月 2日（木）	・第3回就学支援委員会 ・定例十里同和教育担当者会議（中止）
9月 3日（金）	・保育士就職支援研修（延期）
9月 6日（月）	・保育士就職支援研修（延期）
9月 8日（水）	・ことばの教室合同会議（中止） ・巡回新規採用保育者研修（治田保育園）（中止）
9月 9日（木）	・保育士就職支援研修（延期） ・定例十里同和教育担当者会議
9月10日（金）	・栗東中学校区人権教育地域ネット協議会事務局会議 ・巡回新規採用保育者研修（葉山東幼稚園）（延期）
9月13日（月）	・要保護児童対策協議会実務者会議（中止）
9月14日（火）	・保育士就職支援研修（延期）
9月15日（水）	・看護師会議（中止）
9月16日（木）	・第4回就学支援委員会 ・定例十里同和教育担当者会議
9月17日（金）	・主任部会（中止）
9月21日（火）	・公立主任会
9月22日（水）	・第1回就学支援委員会就学前支援検討部会 ・巡回新規採用保育者研修（治田東幼稚園）（中止）
9月28日（火）	・栗東西中学校区人権教育地域ネット協議会事務局会議
9月29日（水）	・人権・同和教育にかかる学校園訪問 （京進の保育園 HOPPA 栗東下鉤園）（中止）
9月30日（木）	・人権・同和教育にかかる学校園訪問（金勝第1幼稚園）（中止）

* 指導訪問 9月は中止

9 月 度 事 業 進 捗 状 況

図 書 館

1. 事業・行事

9月 4日 (土)	えほんタイム (西館) (中止)
9月 11日 (土)	えほんタイム 0~2歳向け (本館) (中止)
9月 12日 (日)	えほんタイム 3歳以上向け (本館) (中止)
9月 17日 (金)	図書館ボランティア講座
"	出前☆としょかん (ゆうあい子ども☆カレー食堂 配本) (中止)
9月 18日 (土)	令和3年度第1回 図書館協議会 (本館) (書面開催)
9月 25日 (土)	ミニおはなし会 (本館) りっとうおはなしグループ めるへん (中止)

<今月のテーマ展示>

一般 (本館) 「コミュニケーション～伝える力～」会話、手紙、SNSなど伝え方に役立つ本の展示
 (西館) 「この町 あの町 どんな町」公園、道路など、町や町づくりにまつわる本の展示
 児童 (両館) 「とおくへいきたい」旅や冒険にまつわる絵本や物語などを展示

統計 8月

①貸出人数及び貸出冊数

年度	貸出人数			貸出冊数			開館日数
	本館	西館	合計	本館	西館	合計	
R 元	6,671	4,816	11,487	34,173	18,931	53,104	22
R 2	5,394	3,731	9,125	31,478	16,730	48,208	21
R 3	5,224	3,802	9,026	31,438	17,346	48,784	20

②予約

年度	自 館				他 館				不可	合計
	窓口	OPAC	WEB	購入	県立	県内	県外	国会		
R 元	877	897	2,283	86	166	82	3	0	1	4,395
R 2	790	871	2,336	97	178	88	7	0	4	4,371
R 3	775	683	2,809	79	185	70	4	0	8	4,613

③図書収集

単位 冊

	一般図書	児童図書	小林文庫	小 計
4月	540	124	49	713
5月	455	45	89	589
6月	830	48	148	1,026
7月	473	76	113	662
8月	543	126	92	761
合計	2,841	419	491	3,751

報告事項2 1. 児童生徒数状況調査

★令和3年度(8月管理報告)
栗東市教育委員会

(9月1日現在)

校種	学校名	性	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計	前月	増減
小学校	金勝小	男	19	26	35	27	40	45	15	207	207	0
		女	24	25	30	41	31	30	3	184	184	0
		計	43	51	65	68	71	75	18	391	391	0
		学級	2	2	2	2	3	3	5	19	19	0
	葉山小	男	38	36	28	35	38	33	8	216	215	1
		女	35	37	38	44	37	27	10	228	229	-1
		計	73	73	66	79	75	60	18	444	444	0
		学級	3	3	2	3	3	2	5	21	21	0
	葉山東小	男	46	49	40	36	40	31	11	253	253	0
		女	41	41	39	52	35	40	3	251	252	-1
		計	87	90	79	88	75	71	14	504	505	-1
		学級	3	3	3	3	3	3	3	21	21	0
	治田小	男	56	55	48	57	59	47	16	338	336	2
		女	67	59	51	58	54	43	6	338	335	3
		計	123	114	99	115	113	90	22	676	671	5
		学級	4	4	3	4	4	3	3	25	25	0
	治田東小	男	38	31	33	46	35	46	13	242	242	0
		女	44	28	39	35	35	32	6	219	220	-1
		計	82	59	72	81	70	78	19	461	462	-1
		学級	3	2	3	3	3	3	4	21	21	0
	治田西小	男	49	40	38	43	29	36	8	243	244	-1
		女	36	46	38	41	28	44	1	234	234	0
		計	85	86	76	84	57	80	9	477	478	-1
		学級	3	3	3	3	2	3	2	19	19	0
	大宝小	男	48	59	43	37	62	64	8	321	319	2
		女	32	46	44	46	49	75	2	294	293	1
		計	80	105	87	83	111	139	10	615	612	3
		学級	3	3	3	3	4	4	3	23	23	0
大宝東小	男	36	24	28	33	32	30	6	189	189	0	
	女	45	28	31	31	26	33	6	200	200	0	
	計	81	52	59	64	58	63	12	389	389	0	
	学級	3	2	2	2	2	2	4	17	17	0	
大宝西小	男	30	37	37	44	29	35	5	217	217	0	
	女	29	34	29	44	45	41	3	225	226	-1	
	計	59	71	66	88	74	76	8	442	443	-1	
	学級	2	3	2	3	3	3	3	19	19	0	
小計A	男	360	357	330	358	364	367	90	2226	2222	4	
	女	353	344	339	392	340	365	40	2173	2173	0	
	計	713	701	669	750	704	732	130	4399	4395	4	
	学級	26	25	23	26	27	26	32	185	185	0	
中学校	栗東中	男	113	121	121				20	375	375	0
		女	118	125	124				2	369	371	-2
		計	231	246	245				22	744	746	-2
		学級	7	8	8				6	29	29	0
	葉山中	男	85	80	57				4	226	225	1
		女	68	70	64				2	204	205	-1
		計	153	150	121				6	430	430	0
		学級	5	5	4				2	16	16	0
	栗東西中	男	147	165	177				23	512	515	-3
		女	167	169	181				1	518	522	-4
		計	314	334	358				24	1030	1037	-7
		学級	10	10	11				4	35	35	0
	小計B	男	345	366	355				47	1113	1115	-2
		女	353	364	369				5	1091	1098	-7
		計	698	730	724				52	2204	2213	-9
		学級	22	23	23				12	80	80	0
合計(小計A+B)										6603	6608	-5

令和3年度 栗東市保育園・幼稚園・幼児園 園児数・クラス数

2021.9/1

園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前月	増減
金勝第1幼児園	3	9	14	35	38	56	155	155	0
中・長時間保育課程	3	9	14	20	19	23	88	88	0
短時間保育課程				15	19	33	67	67	0
クラス数	1	1	1	2	2	2	9	9	0
葉山幼児園	6	18	19	53	54	45	195	194	1
中・長時間保育課程	6	18	19	25	27	28	123	125	-2
短時間保育課程				28	27	17	72	69	3
クラス数	1	1	2	2	2	3	11	11	0
葉山東幼児園	3	15	19	82	81	77	277	276	1
中・長時間保育課程	3	15	19	30	39	43	149	149	0
短時間保育課程				52	42	34	128	127	1
クラス数	1	1	1	4	3	3	13	13	0
治田東幼児園	2	14	14	53	52	67	202	203	-1
中・長時間保育課程	2	14	14	24	27	33	114	114	0
短時間保育課程				29	25	34	88	89	-1
クラス数	1	1	1	2	3	3	11	11	0
治田西幼児園	5	10	13	45	60	58	191	188	3
中・長時間保育課程	5	10	13	23	21	25	97	96	1
短時間保育課程				22	39	33	94	92	2
クラス数	1	2	1	2	3	3	12	12	0
金勝第2保育園	2	10	10	19	12	13	66	66	0
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
治田保育園	7	20	30	30	30	30	147	147	0
クラス数	1	2	1	1	1	1	7	7	0
大宝西保育園	3	13	14	15	17	16	78	79	-1
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
治田幼稚園				51	70	58	179	181	-2
クラス数				2	2	2	6	6	0
大宝幼稚園				32	38	45	115	113	2
クラス数				1	2	1	4	4	0
大宝幼稚園分園				34	38	31	103	104	-1
クラス数				2	2	2	6	6	0
大宝西幼稚園				23	34	26	83	82	1
クラス数				1	1	2	4	4	0
グラマの家保育園	6	15	11	15	15	20	82	82	0
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだま保育園	8	16	14	19	24	21	102	102	0
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだまふれんど保育園	11	19	24	22	24	26	126	125	1
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだま乳児保育園	6	8	10				24	24	0
クラス数	1	1	1				3	3	0
治田西カナリヤ第三保育園	6	9	11	16	15	18	75	77	-2
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
大宝カナリヤ保育園	10	22	18	23	27	25	125	124	1
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
栗東くじら保育園	10	13	18	24	24	24	113	112	1
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
栗東くじら小規模保育園	4	8	7				19	19	0
クラス数	1	1	1				3	3	0
治田くじら小規模保育園	6	7	5				18	19	-1
クラス数	1	1	1				3	3	0
HOPPA栗東下鈎	6	17	18	25	25	19	110	110	0
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
HOPPA栗東駅前園	1	9	6				16	16	0
クラス数	1	1	1				3	3	0
ももか保育園	3	6	6	15	13	3	46	46	0
クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
なないる保育園	3	8	4				15	13	2
クラス数	1	1	1				3	3	0
ばれっと園～たかの～	5	8	6				19	18	1
クラス数	1	1	1				3	3	0
ばれっと園～おがき～	6	8	0				14	12	2
クラス数	1	1	1				3	3	0
ニチキッズ栗東中沢保育園	6	6	7				19	15	4
クラス数	1	1	1				3	3	0
家庭的保育の家「ふわり」	0	4	1				5	4	1
クラス数	1	1	1				3	3	3
総合計	128	292	299	631	691	678	2719	2706	13
クラス数	25	27	26	29	31	32	162	162	0
保育園児 合計	128	292	299	345	359	367	1790	1782	8
公立	31	109	133	186	192	211	862	864	-2
法人立	97	183	166	159	167	156	928	918	10
幼稚園児 合計				286	332	311	929	924	5